

障害児入所給付費等負担金の交付が過大

1 件 不当金額(支出) 1 5 8 7 万円
(前年度 2 件 4 8 4 万円)

1 負担金の概要

障害児入所給付費等負担金は、児童福祉法に基づき、障害児の福祉の向上を図ることなどを目的として、都道府県等が、都道府県知事等の指定する障害児入所施設等に児童を入所させるなどの措置を取り、当該障害児入所施設等に対して、障害児入所措置費を支給した場合、又は障害児通所支援事業者等から障害児入所支援又は障害児通所支援を受けるなどした障害児の保護者等に対して、障害児入所給付費、障害児通所給付費等を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額のうち、障害児入所措置費に係る分については、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」等に基づき、次のように算定することとなっている。

- ① 所定の方式によって算定した障害児入所施設等への支弁総額と児童等の措置のために要した費用から寄附金を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- ② ①により選定された額から、児童の扶養義務者の前年分の所得税等の税額等による階層区分によって定められた徴収金基準額を控除した額を国庫負担対象事業費として、これに国庫負担率1/2を乗じて得た額を交付額とする。

2 検査の結果

静岡県は、平成26年度から30年度までの各年度の国庫負担対象事業費の算定に当たり、児童の扶養義務者の税額等による階層区分によって定められた金額ではなく、誤って、実際に扶養義務者から収納した金額等を徴収金基準額として算定していた。この結果、国庫負担対象事業費計43億4351万円(国庫負担金交付額計21億7175万円)のうち、計3174万円が過大に算定されており、これに係る負担金計1587万円が過大に交付されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対象 事業費	左に対する 国庫負担金 交付額	不当と認め る国庫負担 対象事業費	不当と認め る国庫負担 金交付額	摘要
静岡県	静岡県	平成 26～30	43億4351万 円	21億7175万 円	3174万 円	1587万 円	徴収金基準額の算定を 誤っていたもの